

徳島県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	新旧 の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
1 1		鳴門公園	区 間			
同	まで	鳴門市鳴門町土佐泊浦字 黒山二一八番四七地先か ら 同 一一八番二一五地先	新	旧	二五・六〇三三・六	二四・一
					二六・七〇三三・六	二四・一